

令和8年度 園芸 高温対策等支援事業（ご案内）

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営基盤の強化に資する機器の導入等を支援します。

対象となる方

これまで本事業を利用された方も申請いただけます。

＜農業経営体＞

認定農業者（法認定のみ）、認定新規就農者、農地所有適格法人

＜3戸以上の販売農家※1で構成する団体※2に所属する販売農家＞

※1：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

※2：対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体

対象品目

豆類、野菜、花き、果樹

対象機器等

※運搬費・設置費も購入費に含んでいただけます。
(撤去費は対象外)

ハウス栽培	露地栽培	備 考
細霧冷房、パットアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）	スプリンクラー	購入費（税抜）が25万円未満の場合は対象外
かん水装置（自動かん水装置、かん水用ポンプ等）		
かん水資材（かん水チューブ） 遮光・遮熱資材（ハウス用ネット、フィルム、塗布剤等）		購入費（税抜）が10万円未満の場合は対象外
循環扇、換気扇、空動扇	園地遮光対策施設 (人が下に入れて作業できるもの)	—
水源の整備 (井戸掘削※、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンクの設置)		貯水用タンクは 1,000L以上が対象

補助要件

以下の全てを満たすこと。

※井戸の掘削は、以下のいずれかの要件を満たす業者へは発注すること。

①建設業許可（さく井工事業）を取得していること。

②1級又は2級さく井技能士が施工に関与すること。

※業者から提出された証明書、見積書等により確認

1 セーフティネット制度

対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかに加入していること。加入していない場合は、①への加入を検討すること。

①農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）

②農産物価格安定対策事業

③民間事業者が提供する保険

2 京都府が実施する他の事業と重複申請とならないこと。

3 可能な限り高温期に実施し、遅くとも令和9年2月末日までに完了する取組であること。

補助率など

機器等購入費（消費税除く）の1／2以内を補助 補助金上限額：100万円

※3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家の場合は構成員あたり60万円

※水源の整備については上限20万円

⇒裏面あり

申請方法

申請に必要な書類

- 交付申請書、事業計画書
- 導入する機器等のカタログ、見積書（2社以上）、設置図面
- 申請者名義の預金通帳の写し（金融機関名・口座名義・口座番号が記載されたもの）
- 資材の必要量を示す図面等（かん水資材、遮光・遮熱資材のみ）
- 定款の写し（法人のみ）、規約・構成員名簿の写し（団体に所属する販売農家のみ）
- 個人情報の取扱いに関する同意書（農業保険制度加入検討者のみ）

申請書様式 ⇒府ホームページ検索

農業経営基盤強化（高温対策等）事業



書類提出先

申請者の所在する市町村農政担当課

書類受付期間

令和8年3月9日(月)～3月19日(木)【必着】

補助金交付の決定・事業の実施

補助金交付の決定

- 補助金交付の決定については、申請書類を審査の上、予算の範囲内で決定します。
※総申請額が予算を超過する場合は、一律的に補助率を下げて交付しますので、あらかじめご了承願います。その場合、令和7年度高温対策支援事業を活用されていない方の補助率は、同事業を活用された方よりも高く設定します。

事業の実施

- 機器等は交付決定通知日（4月頃）以降に契約・発注し、購入してください。
- 購入先業者との売買契約書又は発注請書等は大切に保管してください。
- 令和9年2月26日まで納品を完了し、実績報告書を提出してください。
※実績報告に必要な書類：売買契約書（発注請書、申込書）、納品書、請求書等、
導入機器等の写真。これらの書類がない場合は、補助金をお支払いできないことがあります。
※その他、詳細事項については、交付決定通知の際に改めてお知らせします。

問い合わせ先

京都府山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課（農業・宇治茶振興係）
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2392